# 令和2年度ダイオキシン類測定計画 (公共用水域、地下水、土壌)

奈 良 県

# 令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画(公共用水域)

# 1.目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 26 条に基づき、 奈良県の区域に係る公共用水域の水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものと する。

#### 2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

# 3. 測定の内容

#### (1) 測定地点

県内2水系7地点において実施する。

水系別地点数は表1のとおりであり、測定地点は別表のとおりである。

#### 表 1 水系別地点数(公共用水域)

水系	奈良県	奈良市	国土交通省	水資源機構	水系別 合 計	合 計
大和川	2 (2)	1 (1)	1 (1)		4 (4)	
紀の川					0 (0)	7 (7)
淀川	2 (2)	1 (1)			3 (3)	( ( ( )
新宮川					0 (0)	

( ) は底質地点数

# (2) 測定項目及び頻度

測定項目は水質及び底質のダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

※ 大和川水系の国土交通省調査地点の水質は年4回(但し、重点監視状態の地 点(要監視濃度として、環境基準値の1/2を超えた地点)で、8回連続要 監視濃度を下回った場合、年1回)実施する。

# (3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」及び「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年3月、環境省水・大気環境局 水環境課)」に基づき実施する。

#### 4. 測定実施機関

実施機関は国土交通省、奈良県及び奈良市である。

5. その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

# 令和2年度ダイオキシン類常時監視(公共用水域)測定地点

# (公共用水域)

番号	水系	河川	地点	測定対象	測定機関
1	大和川	大和川	藤井	水質・底質	国土交通省
2	大和川	秋篠川	秋篠川流末	水質・底質	奈良市
3	大和川	竜田川	竜田大橋	水質・底質	奈良県
4	大和川	葛下川	だるま橋	水質・底質	奈良県
5	淀川	内牧川	内牧川流末	水質・底質	奈良県
6	淀川	天満川	天満川流末	水質・底質	奈良県
7	淀川	白砂川	白砂川流末	水質・底質	奈良市

# 令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画(地下水)

# 1.目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)第26条に基づき、 奈良県の区域に係る地下水の水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

# 2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

# 3. 測定の内容

# (1) 測定地点

測定地点数は表1のとおりである。

# (2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

# (3) その他

測定方法等については、「JIS K 0312」に基づき実施する。

# 4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

# 5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

<del>_</del> _	A T	<del></del>	<u> </u>	<u> </u>	/ Ld (L)
表 1	/ーシャロ・リ /	$H \rightarrow H \rightarrow H \rightarrow H$		定地点数	(地下水)
74		<del>Ч→/→</del>	1/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1		

No.	市町村名	地点数	測定機関
1	奈良市	2	奈良市
2	大和郡山市	2	
3	山添村	1	奈良県
4	野迫川村	1	
5	十津川村	1	
合 計		7	

# 令和2年度奈良県ダイオキシン類測定計画(土壌)

# 1.目的

この計画は、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年法律第105号)第26条に基づき、 奈良県の区域に係る土壌の測定について、必要な事項を定めるものとする。

# 2. 測定期間

期間は、令和2年4月から令和3年3月までとする。

# 3. 測定の内容

# (1) 測定地点

測定地点は表1のとおりである。

# (2) 測定項目及び頻度

測定項目はダイオキシン類、測定頻度は年1回である。

# (3) その他

測定方法等については「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成 21 年 3 月、環境省水・大気環境局土壌環境課)」又は「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル(平成 21 年 3 月、環境省水・大気環境局土壌環境課)」に基づき実施する。

#### 4. 測定実施機関

実施機関は奈良県及び奈良市である。

# 5. その他

その他本計画に定めのない事項については、関係機関と協議のうえ定めるものとする。

表 1 令和 2 年度市町村別測定地点(土壌)

No.	市町村名	一般環境	発生源周辺	合計地点数	測定機関
1	奈良市	1		1	奈良市
2	御所市	2	1	3	
3	三宅町	1		1	奈良県
4	広陵町	1	1	2	<b>分及</b> 条
5	吉野町	1	1	2	
合計		6	3	9	